

下請法改正とサプライチェーンの維持・再生

事業再生/倒産ニュースレター

2025 年 10 月 29 日号

執筆者:

柴原 多

m.shibahara@nishimura.com

高田 和貴

k.takada@nishimura.com

1. はじめに

サプライチェーンの再編は国外でも国内でも重要な問題となっている。特に国内においては従前発注者の力が強く、下請会社は（デフレ経済下では）原材料、人件費等コストの増加分を発注者に対する販売価格に転嫁することが容易ではなかった。これは値下げの努力が不可欠であるとの社会的規範（ノルム）が高かったためと言われる（このようなノルムはインフレ経済に移行しつつある現在でも同様と思われる。）。

しかしながら、インフレ経済の中において従業員の実質賃金の上昇を図るにはその原資が必要であるが、価格への転嫁が進まず、結果として国内従業員の実質賃金が向上しないことは、日本全体の経済的成長についての妨げともなりうる。そこで、今般、下請会社（以下「中小受託事業者」という。）から値上要請があった場合には、発注者（以下「委託事業者」という。）は実質的にその協議に応じることが要請される旨の法律改正がなされた¹。

2. 改正の概要

令和 7 年 5 月 16 日に成立した「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」では、「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）の転換が求められており、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に名称が変更された（施行日は令和 8 年 1 月 1 日）。

具体的には取適法 5 条 2 項は「委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによって、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。」と規定し、4 号において「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。」と規定している（下線は筆者による）。

いわゆる買いたたきに関し、下請法 4 条 1 項 5 号は「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める」旨規定していた。しかし当該規定は対価が著しく引き下げられる場合（対価引下げ型）を捕捉できたとしても、コストが著しく上昇しているが代金への価格転嫁がなされない又は不十分な場合（コスト上昇型）にも該当するとは言い切れず、昨

¹ 政府は従来より、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和 3 年 12 月 27 日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づき価格の転嫁対策に取り組んできた。持続的な構造的賃上げの実現のため、労務費の価格転嫁の在り方について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房・公正取引委員会）が策定され、また、執行面でも協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者名の公表がなされる等、各企業における価格転嫁が実効性を以て行われるよう取引環境の整備が進められてきた。

今の経済状況の下で増加する事象に十分対応できない状況にあった²。今回の改正は、価格変更の協議というプロセスに重点を置く違反類型を追加する事で妥当な価格が何かという難しい判断を回避し、コスト上昇型のような事例における法律違反の判定を容易にしたと言われている³⁴。

3. 改正に至る背景

取適法は、独占禁止法の補完法の位置づけであり、特に優越的地位の濫用条項と密接に関係するため、独占禁止法との連携が重要な課題となりうる。

さて今般、価格の転嫁が重要な政策課題とされた背景には、渡辺努教授らが主張する価格据置きのノルム⁵を変える必要性が存在すると推測される。すなわち、同教授は「物価とは何か」⁶のなかでも、価格据置きのノルムの問題点を強く主張している。これは、バブル経済の崩壊以降、「値下げの努力をした方がいい」という社会規範が30年に亘り維持され、これが「失われた30年」と呼ばれるデフレ経済の原因になっていたのではないかという問題意識である⁷。

他方で、アフターコロナやウクライナ紛争等の影響を受け人件費、原材料、エネルギーといった各種コストの高騰が継続するにも関わらず、価格据置きのノルムにより価格転嫁が進まないことは、結果として国民経済に損害を与えると共に中小企業の再生にも大きな支障となりうるものである。

なお、取適法の改正に伴い、意見公募手続等を経て公正取引委員会から平成7年10月1日付けで公表された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」は非常に参考になるが、その一部を抜粋すると以下のような内容である。

第4 委託事業者の禁止行為

9 協議に応じない一方的な代金決定

- (2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、**労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。**このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに

² 公正取引委員会・中小企業庁「下請法・下請振興法改正法の概要（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律）」、多田敏明「買いたたき規制の強化・補充」（ジュリスト1615号14頁）等。

³ 向井康二・長澤哲也「下請法から中小受託取引適正化法へ」（NBL1297号12頁）。

⁴ 本稿では詳細は割愛するが取適法5条2項の他、手形払等の禁止（新5条1項2号）、運送委託の対象取引への追加（新2条5項、6項）、適用基準として従業員数基準の追加（新2条8項、9項）、面的執行の強化（新5条1項7号、8条、13条）、「下請」等の用語の変更（法令名、新2条8項、9項）等の改正も行われている。特に従業員数基準（300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）の追加は、新たに適用対象となる取引の有無の確認、取引先の従業員数の継続的な管理等も必要になるため、実務面での影響が大きいと考えられる。

⁵ この問題を指摘した経済学者アーサー・オーカン氏は『Equality and Efficiency: The Big Tradeoff』の中で、単に「効率が良い」だけでは政策が受け入れられないことを指摘し、社会的に受容可能なルール（ノルム）の存在が重要であることを説いたとされる。

⁶ 詳細は、渡辺努「物価とは何か」（講談社選書メチエ758）参照のこと。

⁷ これらの問題意識は、企業取引研究会「企業取引研究会報告書」（令和6年12月）3頁に「30年もの長い間、経済のシステムといえるまでに組み込まれた価格や賃金が据え置かれる構造は、企業や労働者の行動を萎縮させ、我が国経済における新しい差別化された革新的商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新の力を削ぐ一因となってきたのではないだろうか」と記載されている点にも表れている。

応じ、協議を適切に行わなければならない。

- (3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。なお、**「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。**
- (4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。**委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。**（以下省略）

4. 財務面での再生

ところで、中小企業の負債総額は増加傾向にあるといわれる⁸。この原因は、デフレ経済の影響、低金利政策、倒産回避の政治動向等の要因が総合的に作用した影響によるものと思われる。しかしながら、中小企業が（無計画に）苦境に陥っていくことは、安全なサプライチェーンの維持という観点からは得策とはいえない。従前は転注によって委託事業者の権利を保全する傾向にあったが、サプライチェーンの維持の観点を踏まえると、委託事業者は転注のみならず、正面から中小受託事業者の再生に取り組んでいく必要があるように思える。

次にかかる再生は、PL 面と BS 面の双方から検証を行う必要がある。今般、取適法の改正により、価格転嫁という観点から PL 上の売上・粗利の確保に向けて一つの補強材料が生じたことは朗報ともいえよう。他方で、かつてはコストカットの常套手段であった労務リストラ（給与・ボーナスの削減を含む。）については最近再考が求められている。これは人手不足が社会問題に至っていることや労働市場の流動化に伴い優秀な人材の流出リスクが高まっていることも大きな原因であるが、副次的には従業員の実質賃金を向上させないままでは経済格差等を拡大させかねないという現状も影響していると思われる⁹。

これに対し、BS 面での課題としては次の点が指摘できる。すなわち多くの中小企業の私的整理を担当する中小企業活性化協議会の数値基準によると、再生支援においては一定期間内での黒字化に加え、一定期間内での債務超過の解消が要求されている¹⁰。この点、金融機関からリスクによる支援を受けつつ利益を積み上げるのみでは、一定期間内での債務超過解消が難しい状況において、抜本的に債務超過状態を解消するための典型的な方法としては、DDS、DES、債権放棄が存在するが、このうち後 2 者を選択できるかは金融機関

⁸ 日本企業の債務残高の推移は、令和元年 12 月には約 578 兆円であったが、令和 6 年 9 月には約 700 兆円に増加していると言われる（中西友昭「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（早期事業再生法）について」NBL1294 号 13 頁参照）。

⁹ 他方で少子化により若者が採用できずに「人手不足」に陥っているという状態があったとしても、中高年層が「人余り」の状態になっているのであれば、一部の業種においては事業再編の一環としてリストラが行われており、その多くは大規模な希望退職を実施するところから始められている点にも留意が必要である。

¹⁰ 再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から 5 年以内を目処に実質的な債務超過を解消し、概ね 3 年以内を目処に黒字に転換する内容（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これらを超える期間を要する計画を排除しない。）の再生計画案の策定が求められている。中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 2「再生支援実施要領」5 頁参照。

の意向及び保証人の意向によるところが大きい点に十分留意すべきである¹¹。

特に BS が棄損しているような場合、委託事業者が価格転嫁を受け入れ中小受託事業者の PL 改善に貢献したとしても、同事業者による自力での事業再建の実現がなお難しく、これを前提とする再生計画実現の蓋然性について金融機関が懐疑的な場合もある。このような場合、サプライチェーンの維持の観点から、委託事業者は、更に進んで、債権放棄等を伴う金融支援の下に、中小受託事業者を積極的に支援していくことが必要となる場合も生じるであろう。

以上のとおり、取適法の改正が、中小企業の財務面の再生に積極的な効果をもたらすことが期待される。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹¹ 抜本的再生が行われにくい環境については、拙著他「パネルディスカッション第 1 テーマ/早期再生・抜本再生を図るために」NBL1298 号（東京大阪四弁護士会倒産法部シンポジウム「倒産事業再生の現在地」におけるパネルディスカッションの講演録）をご参照。